

○ **第9期計画における介護サービス提供体制の整備に関する基本方針（案）**(1) **前提**

＜国の基本指針＞

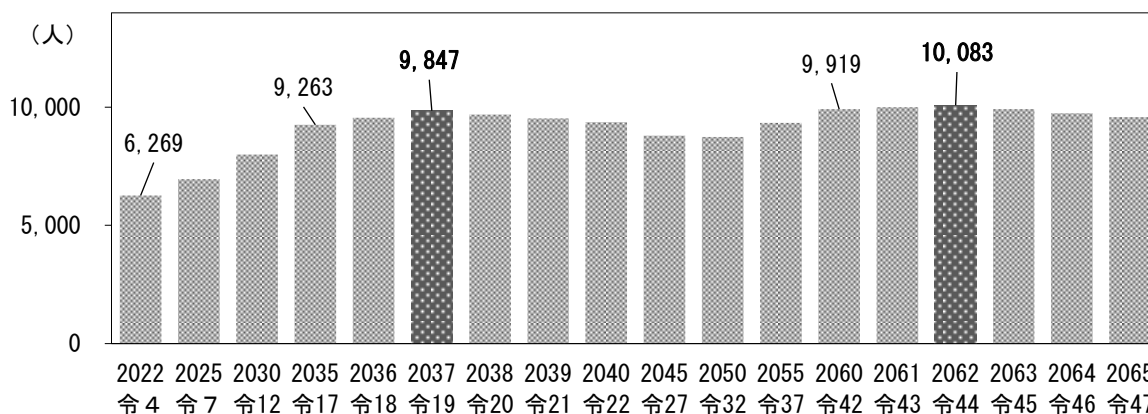
- 国は、第9期計画の策定に向け、現在、基本指針の見直しを行っています。見直しのポイントとして、介護サービスの提供体制の計画的な整備については、以下の事項等が示されています。
 - ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービスの提供体制を計画的に確保していく必要
 - ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要

- 本市の人口構成や認定者数について中長期的な推計を行い、介護サービスの提供体制を計画的に確保する必要があります。
- 本市がこれまで進めてきたとおり、介護保険のサービス提供理念に基づいて在宅生活の可能性を高めるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及と提供体制の確保を図る必要があります。

＜介護サービス需要量のピーク＞

- 介護サービスの提供体制の整備を考える上では、いわゆる団塊世代と、その子どもにあたる団塊ジュニア世代の動向に注視しなければなりません。
- 本市の将来推計人口を詳細にみると、介護ニーズの高い85歳以上の人口は、2037（令和19）年と2062（令和44）年にピークを迎え、10,000人程度になると見込まれます。

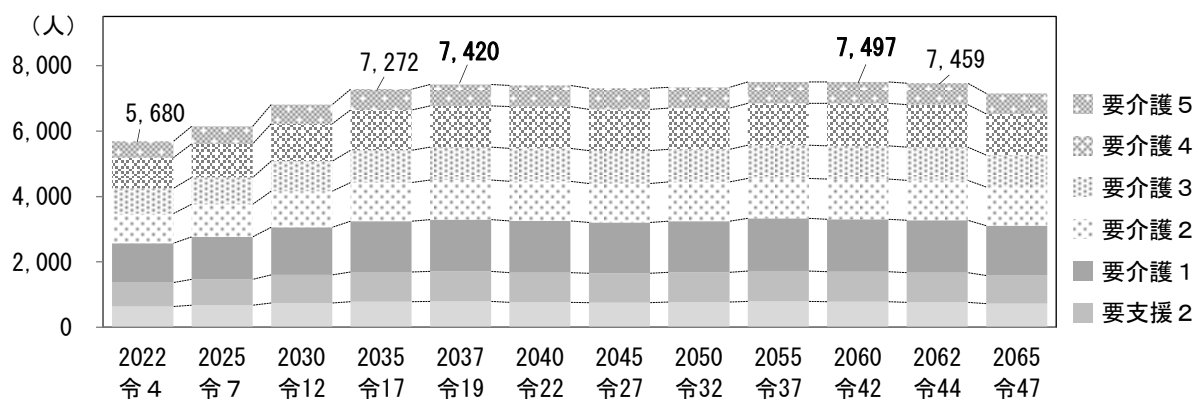
図表1 桑名市の85歳以上人口の推移



資料：2022（令4）年は住民基本台帳人口、2025（令7）以降は、コーホート法による推計（基礎データ：2017（平29）年及び2022（令4）は10月1日現在の住民基本台帳人口）

■さらに認定者数の推計では、2037（令和19）年と2060（令和42）年にピークを迎え、令和4年の1.3倍程度、7,400人台になると見込まれます。

図表2 桑名市の要支援・要介護認定者数の推移



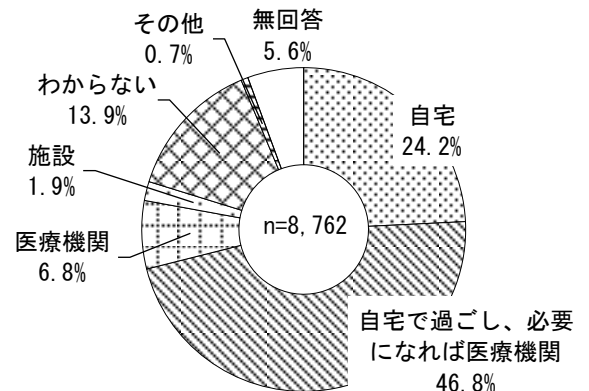
資料：2022（令4）は介護保険事業状況報告（各年9月末現在）、2023（令5）年以降は令和4年9月末時点の要介護度別、性・年齢階層別認定率をもとに推計

- 中長期的な推計によると、本市における介護ニーズは4期先の第13期（2036（令和18）～2038（令和20）年）頃まで増加が続き、そこからほぼ横這いに推移した後、2060年代に減少に転じると見込まれます。
- 誰もが必要なサービスを利用できるよう、介護サービスの提供体制を確保する必要があります。

＜市民のニーズ＞

■「桑名市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」の結果によれば、人生の最期は自宅（「自宅」24.2%+「自宅で過ごし、必要になれば医療機関」46.8%）で迎えたいが71.0%を占めています。

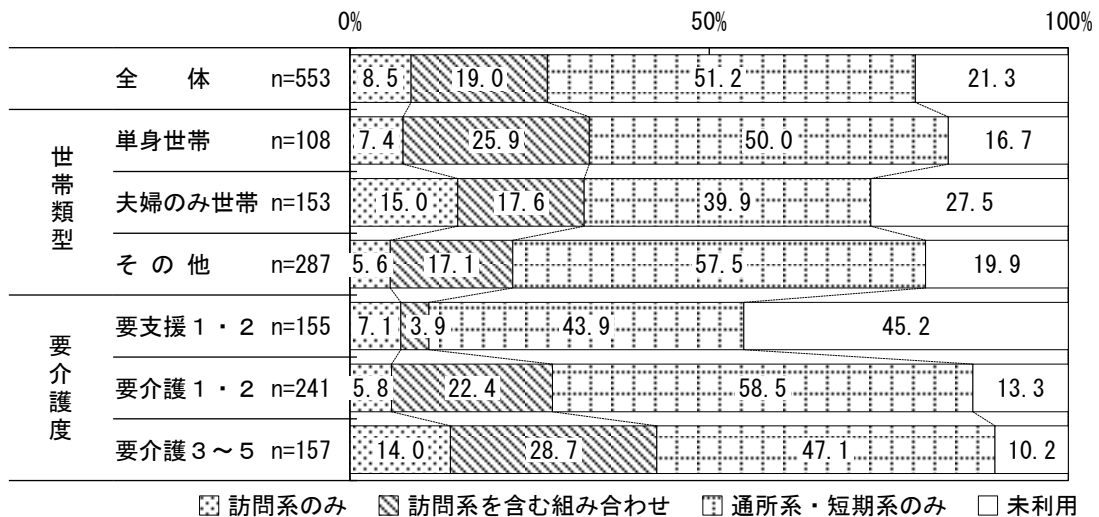
図表3 人生の最期をどこで迎えたいか



資料：桑名市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書（令和5年3月）

■「在宅介護実態調査」の結果によれば、利用している介護サービスの組み合わせをみると、重度化にしたがい訪問系を含む利用（「訪問系のみ」+「訪問系を含む組み合わせ」）が上昇します。また、単身世帯及び夫婦のみ世帯では訪問系を含む利用が30%を超えています。

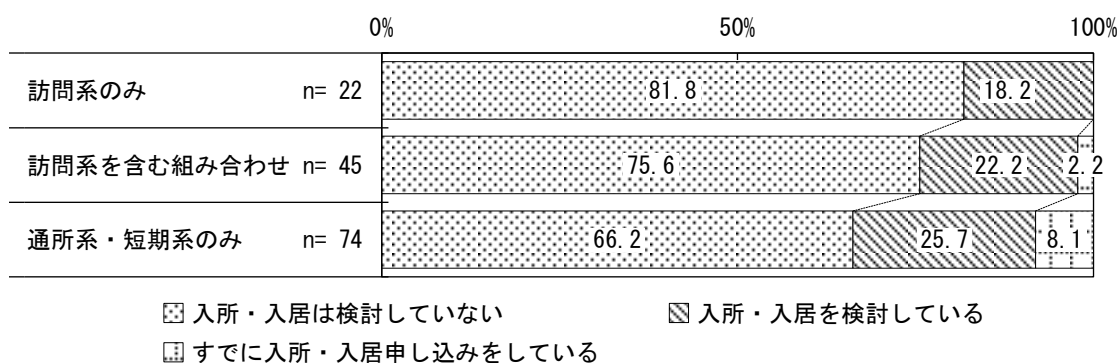
図表4 利用しているサービスの組合せ



資料：在宅介護実態調査（令和5年3月）

■施設等への入所・入居検討状況をサービス利用の組み合わせでみると、訪問系のみを利用している場合は、「入所・入居は検討していない」が高くなっています。また、訪問系サービスを頻回に利用している場合も「入所・入居は検討していない」が高くなっています。

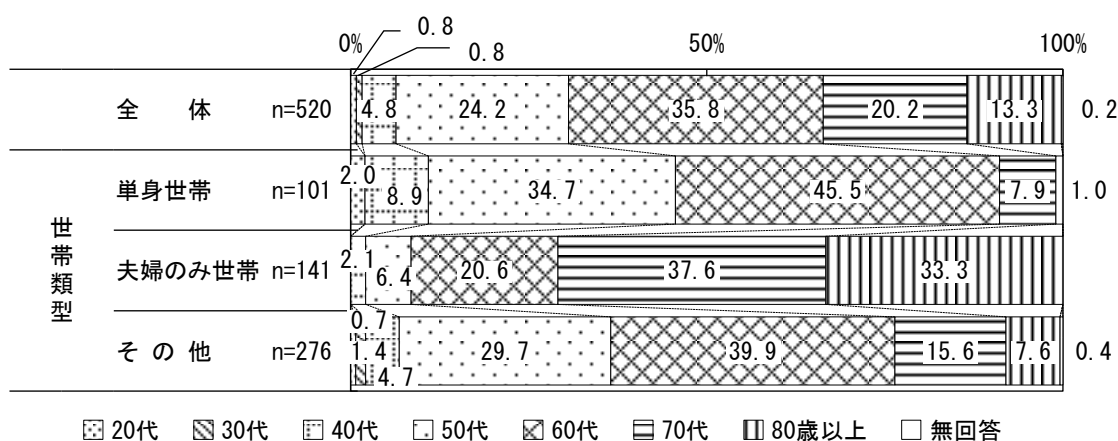
図表5 サービス利用の組み合わせ別にみた施設等への入所・入居検討状況（要介護3以上）



資料：在宅介護実態調査（令和5年3月）

■介護者の年齢をみると、夫婦のみ世帯では、70代以上の介護者が70%以上を占めています。

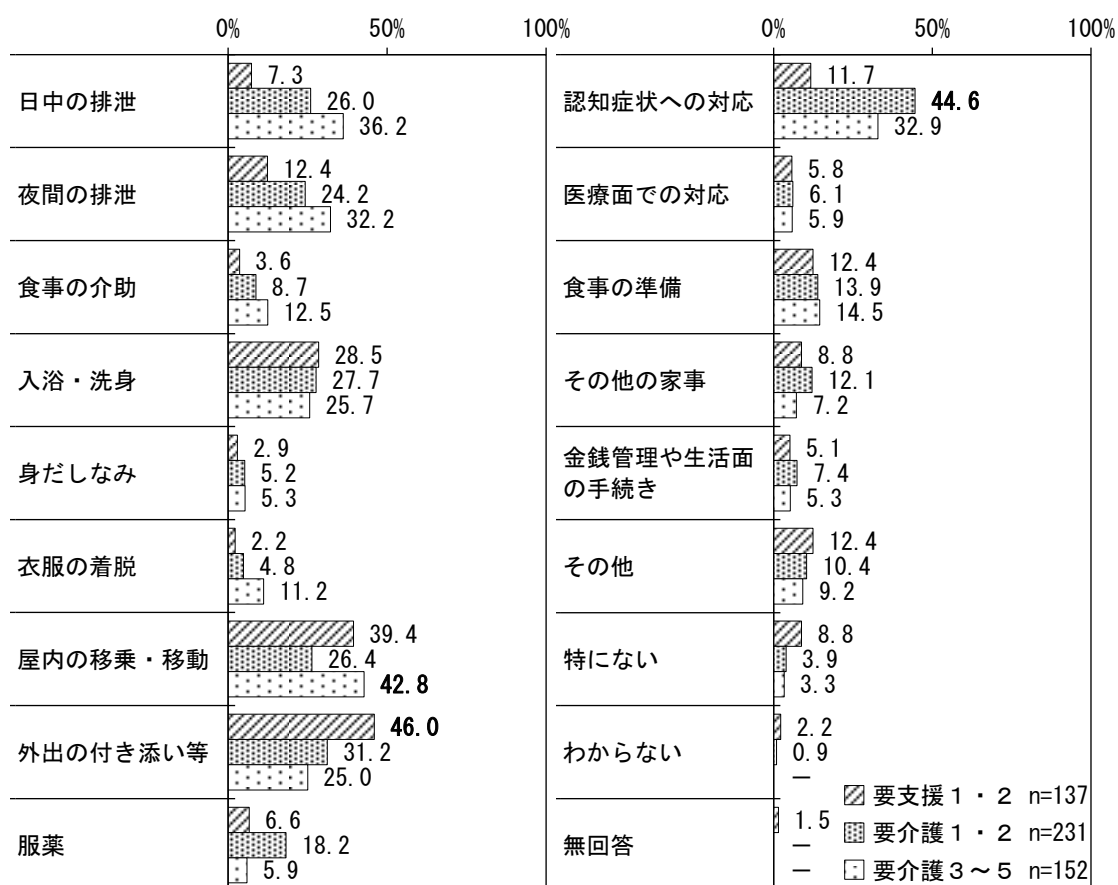
図表6 主な介護者の年齢



資料：在宅介護実態調査（令和5年3月）

■主な介護者が不安に感じる介護等を要介護度別にみると、要支援1・2では「外出の付き添い等」、要介護1・2では「認知症状への対応」、要介護3～5では「屋内の移乗・移動」が最も高くなっています。また、重度になるほど「日中の排泄」「夜間の排泄」「食事の介助」「衣服の着脱」が高く、軽度なほど「入浴・洗身」「外出の付き添い等」などが高くなっています。

図表7 介護者が不安に感じる介護等（要介護度別、複数回答（3つまで））



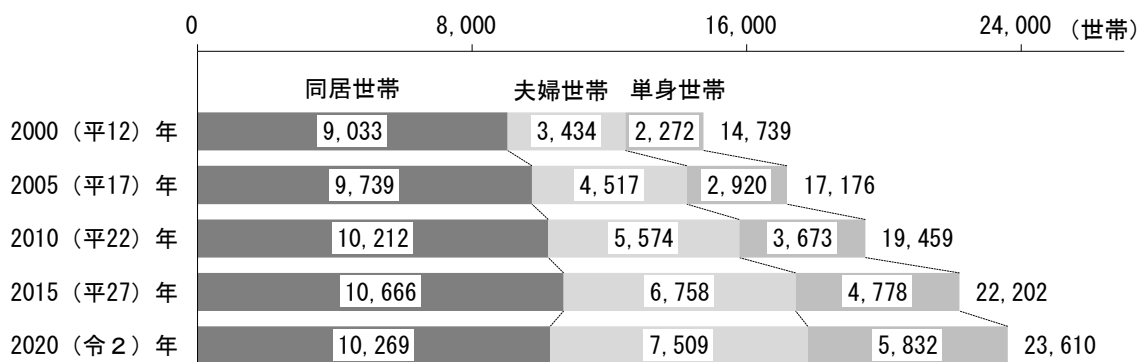
資料：在宅介護実態調査（令和5年3月）

- 多くの市民ができる限り自宅での生活の継続を望んでおり、在宅介護の可能性を高めるサービスを中心に提供体制を整えていく必要があります。
- そのためには、重度の要介護者、単身世帯や夫婦のみ世帯の要介護者が、生活の質を落とすことなく在宅での介護を継続できるよう、訪問系サービスの充実と利用促進を図ることが重要です。
- また、認知症状の対応など介護者の精神的・肉体的負担を軽減するよう、レスパイトケアの観点から通所系・短期系のサービスを組み合わせたサービスの提供体制の確保と利用促進を図ることも重要です。

<家族介護力の低下>

- 家族介護力に関し、高齢者のいる世帯の状況をみると、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯といった高齢者のみの世帯が増えています。

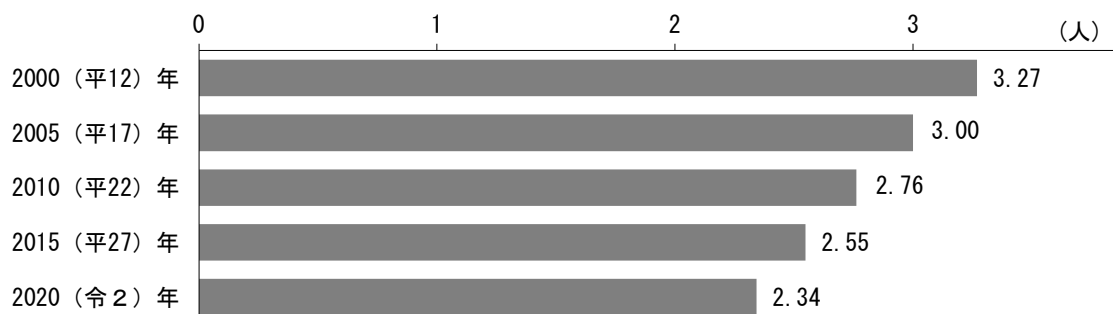
図表 8 高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

- 本市の高齢者のいる世帯の平均世帯人員は2.34人であり、世帯規模の縮小傾向が続いています。

図表 9 高齢者のいる世帯の平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

- 世帯規模の縮小により、家庭における介護力は確実に低下しています。
- また、日常生活上の支援の必要性も高まっており、介護サービスのみならず、インフォーマルな支援も含めた生活支援の体制を充実させる必要があります。

<施設・居住系サービスの必要性>

■施設サービスにおける実際の入所者数と市内施設の定員のバランス（実際の入所者数÷市内施設の定員）をみると、介護老人福祉施設は91.9%、介護老人保健施設が92.0%、介護医療院が86.5%となっています。

介護老人福祉施設においては、利用者数が市内施設の定員を上回っており、多くの利用者が市外の施設に入所しています。

図表10 施設サービスの実際の入所者数と市内施設の定員

区 分	施設数	利用者数	実際の入所者数(a)	市内施設定員(b)	利用率 [a÷b]
介護老人福祉施設	5	329人	237人	258人	91.9%
介護老人保健施設	7	480人	588人	639人	92.0%
介護医療院	1	60人	83人	96人	86.5%
地域密着型介護老人福祉施設	4	91人	90人	93人	96.8%

資料：利用者数は介護保険事業状況報告（令和5年6月）、市内施設定員は令和5年6月末日現在
入所者数は居所変更実態調査（令和5年）

■居住系サービスにおける実際の入居者数と市内施設の定員のバランス（実際の入居者数÷市内施設の定員）をみると、特定施設は73.6%、地域密着型特定施設は85.7%、認知症対応型共同生活介護は95.0%となっています。

図表11 居住系サービスの実際の入居者数と市内施設の定員

区 分	施設数	利用者数	実際の入居者数(a)	市内施設定員(b)	利用率 [a÷b]
特定施設	2	94人	95人	129人	73.6%
地域密着型特定施設	2	41人	42人	49人	85.7%
認知症対応型共同生活介護	15	238人	227人	239人*	95.0%

※令和5年度に1か所（18人定員）開設予定

資料：利用者数は介護保険事業状況報告（令和5年6月）、市内施設定員は令和5年6月末日現在
入居者数は居所変更実態調査（令和5年）

■なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員の総数は708人です。

図表12 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員

区 分	施設数	定 員
住宅型有料老人ホーム	14	306人
サービス付き高齢者向け住宅	14	402人

資料：令和5年6月末日現在

○要介護者数の増加に加え、高齢者のみの世帯の増加など世帯状況の変化に伴う環境の変化（家族介護力の低下等）を見据え、今後、住み慣れた市内で施設を利用できるよう、介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護の確保が必要です。

(2) 基本方針

(1)の前提を踏まえて、本市では、次に掲げる基本的な方針に沿って、介護給付等対象サービスの提供体制の計画的な整備を推進します。

▶方針1 介護サービスの最大需要を念頭に置いた計画的な整備

推計では、2037（令和19）と2060（令和42）年が要支援・要介護認定者数がピークとなり現在（令和4年度実績）の1.3倍程度になると見込まれます。

そこで、介護サービスの最大需要の目安を現在の1.3倍程度と設定し、今後、約12年間、第13期に向けて居宅サービスと施設・居住系サービスのバランスを考慮しながら段階的にサービス提供体制を整備します。

▶方針2 施設サービスと同様な機能を地域において展開する在宅サービスの提供体制の重点的な整備

「在宅介護実態調査」の結果をみると、在宅サービスのうち、特に訪問系サービスの適正な利用が、在宅生活の継続に寄与していることが明らかです。言い換えれば、施設サービスと同様な機能を地域において展開する在宅サービスの普及が重要であり、重度の要介護者、単身世帯や夫婦のみ世帯の要介護者が、生活の質を落とすことなく自宅での生活を継続できるようなサービスの提供体制の整備が求められています。

本市では第6期以降、介護保険制度の基本理念に立ち返るとともに、市民ニーズを尊重し、こうした在宅生活の可能性を高めるサービスの提供を目指し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備を重点的に進めてきました。

これは、国の基本指針(案)にも合致するものであり、第9期においても引き続き、地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を重点的に整備します。なお、新しい複合型サービス（通所+訪問）については内容が明らかになってから検討します。

第9期においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1か所、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を1か所、新たに整備するため、施設整備等補助の対象となる事業所を公募します。第10期以降については、需給状況を把握しながら段階的に整備を進めていきます。

~~通所介護（共生型通所介護を含む）、地域密着型通所介護の新規指定に関しては、第9期については利用者数の推計やヒアリングの結果を踏まえて検討していきます。~~通所介護（共生型通所介護を含む）、地域密着型通所介護については、利用者数の推計や事業者ヒアリングの結果から、第9期計画期間中は引き続き新規指定しないこと（くらしいき教室の公募において新たに選定されたことによりくらしいき教室と併設となる地域密着型通所介護事業所を開設する場合を除く。）とします。

▶方針3 施設・居住系サービスの提供体制の適正な見込み、整備

方針1のとおり、中長期的な推計では2037（令和19）が介護ニーズのピークとなることが見込まれます。また、世帯規模の縮小により家族介護力の低下が危惧されます。したがって、施設サービスについても、現時点において市内施設がほぼ満床になっていることを考慮し、2037（令和19）の必要量は、現時点の実際の入所者数の1.3倍である1,770人程度と見込みます。

中でも、現時点で利用率が高く、待機者数が多い介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護の確保が必要となっています。

本市としては特に、認知症対応型共同生活介護に関して、方針2による「（看護）小規模多機能型居宅介護」の事業所の公募で提案を行った事業者に限り、施設整備等補助の対象となる事業所の公募を行う取扱いとします。

なお、施設・居住系の地域密着型サービス（※）については引き続き、地域密着型サービスの趣旨に即するよう、転入をした日から3ヶ月を経過するまでの間、転入者のサービス利用を制限することにより、市民が優先的に利用できるよう図ります。

※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。

図表13 中長期的な推計に基づく施設・居住系サービスの必要量の見込み

介護保険施設 認定者数	2025 ³ （令和5）年 6月末現在 市内施設の定員	実際の入所 （居）者数		⇒	2037（令和 19）年必要量 の見込み
介護老人福祉施設	258人	1503人	237人	1.3倍	1770人
介護老人保健施設	639人		588人		
介護医療院	96人		83人		
地域密着型介護老人福祉施設	93人		90人		
特定施設	129人		95人		
地域密着型特定施設	49人		42人		
認知症対応型共同生活介護	239人		227人		
		1362人			

▶方針4 介護人材の確保・定着

前記1～3の方針を実行し、来たる介護ニーズのピークに対応するためには、それを担う人材の確保が必要不可欠です。[介護人材の確保・育成は、本市にとって最も重要な課題の一つと捉え、国・県の動向を注視します。](#)本市では、介護人材の確保について「資質の向上」「地域力の拡大」「労働環境等の改善」の3つの観点で取組を進めていますが、今後も、介護人材の確保と定着を地域全体の課題と捉え、事業者をはじめすべての市民と市の協働により取組を進めていきます。

○ 事業者との協働による人材確保・育成

介護サービスを担う人材を確保・育成するため、現在実施している専門職研修等を継続します。また、介護福祉士や看護師の資格を保有しながら、家庭の事情などで離職した介護人材等を掘り起こせるよう、ハローワーク等関係機関と連携し、求職者のマッチング支援や情報提供を行うなど新たな人材確保策を検討します。[その他、国・県の施策を市内事業者に周知するよう努めます。](#)

○ 生産性向上に向けた取組・職場環境の改善による離職防止

ケアプランデータ連携システムの導入支援等、ICT等の活用による業務の効率化及び文書量の削減を推進し、介護職員の負担を軽減することで、サービスの質の向上、離職防止を図ります。

○ **介護や福祉の魅力発信**

介護や福祉の仕事の魅力が正しく認識されるよう、子どもや若い世代を対象に介護・福祉職の魅力のPRを国や県と連携し行います。